

16 所定の高度障がい状態

高度障がいを保障する「主契約・特約」に加入の場合

約款に定める「高度障がい状態」に該当する場合に「高度障がい保険金(給付金)」や「保険料の払い込み免除」などの保障対象となります。

「高度障がい保険金(給付金)」の支払いにより契約が消滅する保険種類と、保険料の払い込みが免除となる保険種類があります。

■「高度障がい保険金(給付金)」をお支払いできる場合とできない場合

(例)お支払いできる場合

糖尿病性網膜症で、両眼の視力を永久に失い、回復の見込みがない場合(両眼のきょう正視力が0.02以下)。



回復の見込みがなく、約款に定める高度障がい状態に該当するため、「高度障がい保険金(給付金)」をお支払いします。

(例)お支払いできない場合

糖尿病性網膜症で、両眼のきょう正視力が0.02以下となったが、回復の見込みがあり治療を続けている場合。



回復の見込みがあり、約款に定める高度障がい状態に該当しないため、「高度障がい保険金(給付金)」はお支払いできません。

■約款に定める高度障がい状態とは

次の①～⑧のいずれかに該当し、**回復の見込みがない**ことを医師が診断確定した場合をいいます。

- ①両眼の視力を永久に失った
きょう正視力が0.02以下の状態。
- ②言語機能を永久に失った
音声言語による意思の疎通が全くできない状態など。
- ③そしゃく機能を永久に失った
流動食以外は摂取できない状態。
- ④中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要する
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要する状態。
- ⑤両腕とも、手関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったか、または、その機能を永久に失った
- ⑥両脚とも、足関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったか、または、その機能を永久に失った
- ⑦片腕を手関節以上(より心臓に近い箇所)で失い、かつ、片脚を足関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったかまたはその機能を永久に失った
- ⑧片腕の機能を永久に失い、かつ、片脚を足関節以上(より心臓に近い箇所)で失った

*身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態とは異なります。

